



平成27年5月12日

各位

会社名 ウライ株式会社
代表者名 代表取締役社長 森田 亮
(コード番号 2658)
問合せ先責任者 取締役総務統括本部長兼経理部長 森 和樹
(TEL 075-361-0330)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月12日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第65回定時株主総会に、定款の一部変更を付議することを決議いたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに業務執行取締役等でない取締役及び監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第32条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）を新設するものであります。

なお、定款第32条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成27年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日（予定）

以上

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (新 設)</p> <p>第32条～第40条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新 設)</p> <p>第41条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第 4 章 取締役及び取締役会 (<u>取締役の責任免除</u>)</p> <p><u>第32条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、<u>同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第33条～第41条</u> (現行どおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (<u>監査役の責任免除</u>)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p><u>2</u> 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p><u>第43条～第49条</u> (現行どおり)</p>